

○盛岡・紫波地区環境施設組合規約

	昭和43年2月21日岩手県指令地	第1083号
改正	昭和49年11月11日岩手県指令地	第 632号
	昭和51年4月1日岩手県指令地	第 1 号
	昭和55年3月10日岩手県指令地方	第1064号
	昭和58年5月17日岩手県指令地方	第 223号
	平成2年2月8日岩手県指令地方	第1245号
	平成4年2月3日岩手県指令地方	第1347号
	平成4年3月23日岩手県指令地方	第1608号（題名改称）
	平成14年1月8日13盛紫環届出	第1051号
	平成19年1月16日岩手県指令市町村第	874号

（組合の名称）

第1条 この組合は、盛岡・紫波地区環境施設組合（以下「組合」という。）という。

（組合の組織）

第2条 組合は、盛岡市、紫波町及び矢巾町（以下「関係市町」という。）をもって組織する。

（組合の共同処理する事務及び区域）

第3条 組合は、次の各号に掲げる事務を共同で処理する。

- （1）一般廃棄物（ごみ、粗大ごみ、燃えがら及び汚でいに限る。以下同じ。）の収集、運搬及び処分に関すること。
- （2）一般廃棄物の収集、運搬又は処分の委託に関すること。
- （3）一般廃棄物の収集、運搬又は処分を業とする者に対する許可に関すること。
- （4）ごみ処理施設及び一般廃棄物最終処分場の設置及び管理に関すること。
- （5）一般廃棄物と併せて処理することができる産業廃棄物その他組合が処理することが必要であると認める産業廃棄物の処理に関すること。

2 前項の事務を処理する区域は、関係市町の区域（盛岡市にあっては、平成4年3月31日における紫波郡都南村の区域に限る。第15条において同じ。）とする。

（組合事務所の位置）

第4条 組合の事務所は、矢巾町役場内に置く。

（組合議会の組織及び議員の選挙）

第5条 組合議会の議員（以下「議員」という。）の定数は、6人とし、次の区分により関係市町の議会において、当該議会議員の中から選挙する。

盛岡市 2人

紫波町 2人

矢巾町 2人

第6条 議員の任期は、当該市町の議会の議員の任期による。

2 議員が、当該市町の議会の議員の資格を失ったときは、その職を失う。

第7条 議会は、議員の中から議長及び副議長1人を選挙する。

第8条 議員が資格を失ったとき、又は死亡したときは、当該議員の属する市町の長は、遅滞な

くこれを組合管理者（以下「管理者」という。）に報告しなければならない。

第9条 議員に欠員を生じたときは、その欠員の属する市町の議会において、補欠選挙を行わなければならない。

第10条 関係市町の議会において、議員の当選者が決定したときは、当該市町の議長は、直ちに当選人に当選の旨を告知し、かつ、当選人の住所、氏名及び生年月日を当該市町の長に報告しなければならない。

2 前項の報告を受けた市町の長は、その旨を管理者に報告しなければならない。

（執行機関の組織及び選任の方法）

第11条 組合に管理者、副管理者及び会計管理者を置く。

第12条 管理者は矢巾町長の職にある者を、副管理者は盛岡市長、紫波町長及び矢巾町副町長の職にある者を、会計管理者は矢巾町会計管理者の職にある者をもって充てる。

2 管理者又は副管理者の任期は、当該関係市町の長又は矢巾町副町長の職にある期間とする。

3 管理者に事故があるとき、又は管理者が欠けたときは、矢巾町副町長がその職務を代理する。

第13条 組合に必要な職員を置き、管理者が任免する。

（監査委員）

第14条 組合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、議員及び識見を有する者のうちからそれぞれ1人を、管理者が組合議会の同意を得て選任する。

3 監査委員の任期は、議員のうちから選任される者にあつては議員の任期によるものとし識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とする。

（経費の支弁方法）

第15条 組合の経費は、手数料、補助金、関係市町の分担金及びその他の収入をもつて充てる。

2 前項に規定する分担金の割合は、均等割10分の2、面積割10分の1、利用割10分の7とする。

3 前項に規定する面積割の基準となるべき数値は関係市町の区域に係る面積（森林面積を除く。）によるものとし、同項に規定する利用割の基準となるべき数値は前々年の10月1日から前年の9月30日までににおけるごみ処理実績によるものとする。

4 前項の森林面積の基準となるべき数値は、管理者が関係市町と協議の上、別に定める。

5 ごみ処理施設及び一般廃棄物最終処分場の建設に要する経費及び地方債の元利償還金の負担については、当該事業に充当すべき補助金及びその他の収入の額を除き、第2項の規定にかかわらず、関係市町の区域の前年の9月末日における住民基本台帳による人口割とする。

第16条 前条に規定するもののほか、特に経費を必要とするときは、その都度、組合議会の議決を経て管理者が定める。

（補則）

第17条 この規約に定めるもののほか、組合の運営に関する重要事項は、管理者が組合議会の議決を経て定める。

附 則

この規約は、許可の日から施行する。

附 則（昭和49年11月11日岩手県指令地第632号）

この規約は、岩手県知事の許可のあった日から施行する。

附 則（昭和51年4月1日岩手県指令地第1号）

この規約は、岩手県知事の許可のあった日から施行する。

附 則（昭和55年3月10日岩手県指令地方第1064号）

この規約は、岩手県知事の許可のあった日から施行する。

附 則（昭和58年5月17日岩手県指令地方第223号）

この規約は、岩手県知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成2年2月8日岩手県指令地方第1245号）

この規約は、岩手県知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成4年2月3日岩手県指令地方第1347号）

この規約は、岩手県知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成4年3月23日岩手県指令地方第1608号）

この規約は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成14年1月8日13盛紫環届出第1051号）

この規約は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成19年1月16日岩手県指令市町村第874号）

（施行期日）

- 1 この規約は、平成19年4月1日から施行する。

（収入役に関する経過措置）

- 2 この規約の施行の際現に在職する収入役は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。
- 3 前項の場合においては、この規約による変更後の第11条の会計管理者に関する規定及び第12条の規定は適用せず、この規約による変更前の第11条の収入役に関する規定及び第12条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、この規約による変更前の第12条中「矢巾町助役」とあるのは「矢巾町副町長」とする。